

廃止届は、令和4年10月1日以降の提出分から**副本が不要**となりました。
廃止届の受付印を押印した控えを希望される場合は、廃止届の写しと返信用封筒(返送先住所、必要な額の切手を貼付)を必ず同封してください。
返信用封筒の同封がない場合、返信等の対応は一切いたしませんので、ご注意ください。

【廃止届】 提出・添付書類

開設者が業務を廃止したり、死亡や破産した場合は、30日以内に廃業の届出をしなければなりません。

廃業の事由によっては下記のとおり添付して頂く書類があります。

①開設者が死亡した場合

個人登録:相続人を確認できる書類(戸籍謄本等)

法人登録:相続人を確認できる書類(戸籍謄本等)

または、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

②法人が合併により解散した場合

解散の事実を証する登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

③開設者が破産手続き開始の決定を受けた場合

破産管財人及び破産を証明するもの

お問い合わせ・提出先(持参又は郵送)

一般社団法人高知県建築士事務所協会

〒780-0870 高知市本町4-2-15高知県建設会館3階

電話 088-825-1231

建築士事務所の業務廃止届

下記の建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定により届出ます。

令和 年 月 日

(〒)

届出者 住所

氏名

開設者との関係 ()

高知県指定事務所登録機関

一般社団法人高知県建築士事務所協会会長 殿

記

建 築 士 事 務 所	ふりがな 名 称	
	所 在 地	(〒) 電話 ()
	建築士事務所の別	一級 二級 木造
	開 設 者 氏 名	
	登 録 番 号	高知県知事登録第 号
	登 録 年 月 日	令和 年 月 日
	管理建築士氏名 及 び 建築士登録番号	() 建築士 () 登録 第 号
廃 止 年 月 日	令和 年 月 日	
廃 止 理 由	<input type="checkbox"/> 1 開設者の死亡 <input type="checkbox"/> 2 開設者の破産 <input type="checkbox"/> 3 合併による解散 <input type="checkbox"/> 4 その他の解散 <input type="checkbox"/> 5 法人格の変更 <input type="checkbox"/> 6 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 7 その他の理由 ()	

注 届出者は ① 開設者が死亡したときは相続人
② 合併により解散したときは、役員であった者
③ 破産、清算中のときは、破産管財人、清算人
となります。